

平成30年6月7日開催 東京地方裁判所委員会
「裁判員裁判の現状と課題について」

東京地方裁判所委員会委員・会員 柴垣 明彦 (44 期)

去る6月7日に開催された第44回東京地方裁判所委員会のご報告です。今回のテーマは「裁判員裁判の現状と課題について」です。

◆ 裁判所からの説明

今回は、実際の裁判員裁判を傍聴してもらうという委員会の意向により、5月の終わりに現住建造物等放火未遂事件の冒頭手続から判決言渡しまでの3期日を傍聴しました。多くの委員が参加し、初めて裁判員裁判を見るという委員も多かったのではないかと思います。私もその一人です。第1回は午後を使って、起訴状の朗読から被告人質問まで、一日おいて論告・弁論が行われ、翌日の午後判決言渡しでした。

この裁判傍聴を踏まえて、委員会ではまず伊藤裁判官（刑事部所長代行）から制度の成り立ちから現在の状況までの説明がありました。

平成21年5月に制度がスタートして以降、現在新聞報道などでもある通り裁判員候補者の辞退率が大きな問題となっています。報告においても、平均で約62%が候補者に選任されながら辞退しているということです。他方、実際に裁判員を経験した人の中では、「非常によい経験だった」ないしは「よい経験だった」という感想を持つ人が96.3%に上るということです。やはりこのギャップをいかに埋めるかということが大きな課題の一つであるということです。

◆ 意見交換

市民委員の方からの感想で一番多かったのは、検察官も弁護人もそれぞれの説明がわかりやすいものでよかった、司法は遠いものと思っていたが、今回の傍聴で非常にわかりやすく身近なものと感じた、さらには全般的にスムーズに進行していてプレゼンテーションをしているようだった、というものでした。さらに、裁判官も裁判員に対して非常に気を使っていたように見えたという感想もありました。

その中で出た要望は、法廷におけるスライド画面の

字が傍聴席からは読み取りづらかったというような設備に関するもののほか、裁判員裁判によって裁判の質は向上していると評価できるのか、裁判員の導入目的である国民の司法に対する理解・支持を深めるということが出来つつあるのであれば、対象事件をもっと絞ってもよいのではないかという意見もありました。これは、裁判員裁判を行うにあたって法曹三者それぞれが膨大な手間と時間をかけていることを踏まえると、目的が達成されつつあると評価できるのであれば、対象事件をもっと減らしてもよいという思いがあるようです。

これに対して、裁判所としては、困難な事件などでいかにわかりやすく審理できるかなどまだまだ課題はあると思っているという回答がありました。

また、裁判員も被告人質問の際に、裁判官と一緒に補充質問をしていました。その際、事実を聞くというよりは意見を聞くような質問をされていたように思われたのですが、裁判官からはその質問の仕方についてのサジェスションはどのようになされるのかなどの質問も出ていました。

さらに、これは議論が難しかったところですが、評議の場においては裁判員が自由に発言をできる状況があるのかどうか、具体的な話を聞かせてほしいという要望がありました。さすがに、個別の事件の評議の内容についての説明はできませんので、一般論の説明や動画を使っの広報をしているという回答がありました。

◆ 今後の地裁委員会

今回は、平成30年10月15日午後3時30分から、テーマは「労働審判を中心にした労働事件について」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207